

平成18年度愛知県水防計画について

1 愛知県水防計画の意義

洪水又は高潮による水害を防ぐには、河川改修工事などの治水事業と、出水による被害発生を最小限に食い止めるための水防活動が必要である。

この水防活動は、水との闘いであるばかりでなく、時間との闘いであり、出水時における水防活動が最大の効果を発揮するには、的確かつ迅速に行動できる体制を構築しなければならない。

そのためには、第一に綿密な計画と十分な準備、第二に水防に必要な情報の迅速かつ的確な把握、第三に水防活動に必要な資材、器具及び施設の整備が必要となる。

水防の第一次的責任は市町村等の水防管理団体であるが、各水防管理団体においてより一層効率的な水防活動が行われるために、前述した三点を中心に県全体の統一的な計画として、県内の水防に係る事務に関する基本的な大綱を示すものとして愛知県水防計画を作成するものである。

2 平成18年度愛知県水防計画の主要な見直し点

(1) 重要水防箇所の変更

改修工事や東海豪雨などで被災した箇所の災害復旧工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、現地調査により新たに重要水防箇所として追加された区間を改正して登載した。

平成18年度重要水防箇所集計表

		平成18年度		平成17年度		前年度から削除		今年度新たに追加		差し引き増減	
		箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)
河川	国	617	258	616	239	108	35	109	54	1	19
	県	361	154	436	176	82	23	7	1	75	22
	市町村	154	95	161	104	7	9	0	0	7	9
	小計	1,132	507	1,213	519	197	67	116	55	81	12
	海岸	14	18	14	19	0	1	0	0	0	1
	ため池	217	15	221	16	4	1	0	0	4	1
	合計	1,363	540	1,448	554	201	69	116	55	85	14

(2) 水防法改正(H17.7.1施行)に伴う追加事項

ア 水位情報の周知

改正水防法により国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして新たに住民に水位情報を周知する河川を指定し、当該河川については、市町村の行う避難勧告等の目安となる特別警戒水位を定めることとされたことに伴い、愛知県内で7河川を指定し、第九章を新設して当該河川の名称、区域、水位情報の周知を行う水位観測所における基準水位等の必要事項を登載した。

	水位情報周知河川名
国土交通大臣指定	矢田川、八田川(2河川)
知事指定	矢作古川、天白川、日光川、境川、逢妻川(5河川)

イ 水位の公表等

改正水防法により量水標管理者は量水標の示す水位が警戒水位を超えるときは、その水位の状況を、公表することとされたことに伴い、愛知県水防テレメータシステムの水位情報等を愛知県ホームページ「愛知県川の防災情報」に掲載し、公表することとし、ホームページアドレス等の必要事項を登載した。